

議案第1号

勝山市立中学校スクールバス1号車の購入について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年勝山市条例第9号）第3条の規定に基づき、勝山市立中学校スクールバス1号車を取得するため、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 中型スクールバス2WD 1号車
- 2 取得する方法 条件付き一般競争入札
- 3 取得金額 金20,350,000円
- 4 取得の相手方 勝山市荒土町新保24字向田12番1
有限会社エスエス自動車整備工場
代表取締役 織田 宏治

令和8年4月16日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市立中学校のスクールバス1号車を購入するため、この案を提出する。